

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月29日

【会社名】 九州電力株式会社

【英訳名】 Kyushu Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 西山 勝

【本店の所在の場所】 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

【電話番号】 092-761-3031（代表）

【事務連絡者氏名】 ビジネスソリューション統括本部 地域共生本部  
経営法務グループ長 東 俊 秀

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号  
九州電力株式会社 東京支社

【電話番号】 03-3281-4931（代表）

【事務連絡者氏名】 東京支社 総括グループ長 濱上 剛 樹

【縦覧に供する場所】 九州電力株式会社 佐賀支店  
（佐賀市神野東二丁目3番6号）  
九州電力株式会社 長崎支店  
（長崎市城山町3番19号）  
九州電力株式会社 大分支店  
（大分市金池町二丁目3番4号）  
九州電力株式会社 熊本支店  
（熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号）  
九州電力株式会社 宮崎支店  
（宮崎市橘通西四丁目2番23号）  
九州電力株式会社 鹿児島支店  
（鹿児島市与次郎二丁目6番16号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）  
証券会員制法人福岡証券取引所  
（福岡市中央区天神二丁目14番2号）

（注）上記のうち、当社各支店は金融商品取引法の規定による  
備置場所ではありませんが、投資者の便宜を図るため備  
え置いております。

## 1【提出理由】

当社は、2026年6月25日開催の当社第102回定時株主総会及び普通株主さまによる種類株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年6月25日

### (2) 当該決議事項の内容

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分について

当期の期末配当金を普通株式1株につき25円、及びB種優先株式1株につき1,450,000円とする。

第2号議案 株式移転計画の承認について

単独株式移転による純粋持株会社設立に係る株式移転計画について承認する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任について

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、池辺和弘、西山勝、橋本上、早田敦、  
木戸啓人、佐藤秀夫、中村典弘、篠原雅道、平子裕志及び渡辺啓子の10氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任について

監査等委員である取締役として、内村芳郎、杉原知佳、重富由香、小野澤康夫の4氏を選任する。

<株主（1名）からのご提案（第5号議案から第14号議案まで）>

第5号議案 定款の一部変更 当社は株主を大切にする企業を目指すについて

第6号議案 定款の一部変更 コンプライアンスに関する機関の完全独立について

第7号議案 定款の一部変更 子会社に対する公正な取引について

第8号議案 定款の一部変更 配当の増減に対する責任の明確化について

第9号議案 定款の一部変更 不祥事に対する責任の明確化と迅速化について

第10号議案 定款の一部変更 積極的な情報公開について

第11号議案 定款の一部変更 特に重要な役職の株主承認について

第12号議案 定款の一部変更 事業の採算性の確認について

第13号議案 定款の一部変更 グループ会社を検証する機関の設置について

第14号議案 定款の一部変更 人事評価を検証する機関の設置について

<株主（48名）からのご提案（第15号議案から第23号議案まで）>

第15号議案 定款の一部変更 危機管理体制の検証について

第16号議案 定款の一部変更 原子力災害対策への対応について

第17号議案 定款の一部変更 プルサーマル発電からの撤退について

第18号議案 定款の一部変更 プルサーマル発電からの撤退について

第19号議案 定款の一部変更 玄海原発敷地内乾式貯蔵施設建設の凍結について

第20号議案 定款の一部変更 プルトニウム取得量の制限について

第21号議案 定款の一部変更 川内原発敷地内乾式貯蔵施設建設の断念について

第22号議案 定款の一部変更 蓄電所事業の推進について

第23号議案 定款の一部変更 使用済燃料の直接処分について

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数（議決権行使書、インターネットによる議決権行使及び委任状による代理出席を含む。）並びに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案から第4号議案まで） >

議案	賛成	反対	棄権 (注)	賛成率	決議結果
第1号議案	3,507,342個	21,973個	686個	98.84%	可決
第2号議案	3,510,530個	17,773個	1,469個	98.94%	可決
第3号議案					
池辺和弘氏	3,395,442個	132,965個	1,353個	95.69%	可決
西山勝氏	3,406,206個	111,886個	11,668個	96.00%	可決
橋本上氏	3,435,443個	92,964個	1,353個	96.82%	可決
早田敦氏	3,435,218個	93,189個	1,353個	96.81%	可決
木戸啓人氏	3,442,319個	86,090個	1,353個	97.01%	可決
佐藤秀夫氏	3,442,165個	86,244個	1,353個	97.01%	可決
中村典弘氏	3,442,301個	86,108個	1,353個	97.01%	可決
篠原雅道氏	3,441,818個	86,591個	1,353個	97.00%	可決
平子裕志氏	3,496,700個	31,711個	1,353個	98.55%	可決
渡辺啓子氏	3,508,701個	19,712個	1,353個	98.88%	可決
第4号議案					
内村芳郎氏	3,279,953個	248,432個	1,333個	92.44%	可決
杉原知佳氏	3,499,465個	28,926個	1,333個	98.63%	可決
重富由香氏	3,500,131個	28,261個	1,333個	98.64%	可決
小野澤康夫氏	3,510,433個	17,960個	1,333個	98.93%	可決

(注) 棄権は「棄権の意思表示のあるもの」に限ります。

< 株主提案（第5号議案から第23号議案まで） >

議案	賛成	反対	棄権 (注)	反対率	決議結果
第5号議案	106,609個	3,397,770個	25,667個	95.75%	否決
第6号議案	90,804個	3,412,981個	25,872個	96.19%	否決
第7号議案	92,916個	3,410,786個	26,043個	96.13%	否決
第8号議案	93,843個	3,410,315個	25,491個	96.12%	否決
第9号議案	95,169個	3,409,009個	25,451個	96.08%	否決
第10号議案	156,468個	3,347,512個	25,759個	94.34%	否決
第11号議案	79,338個	3,423,850個	26,552個	96.49%	否決
第12号議案	83,097個	3,420,231個	26,655個	96.39%	否決
第13号議案	81,683個	3,422,063個	26,248個	96.44%	否決

第14号議案	87,188個	3,415,917個	26,821個	96.27%	否決
第15号議案	89,715個	3,413,461個	26,566個	96.20%	否決
第16号議案	88,442個	3,414,235個	26,993個	96.22%	否決
第17号議案	82,705個	3,417,350個	29,670個	96.31%	否決
第18号議案	82,395個	3,417,848個	29,716個	96.32%	否決
第19号議案	81,764個	3,418,414個	29,565個	96.34%	否決
第20号議案	82,619個	3,417,479個	29,631個	96.31%	否決
第21号議案	81,060個	3,419,069個	29,620個	96.36%	否決
第22号議案	108,696個	3,392,597個	28,706個	95.61%	否決
第23号議案	82,962個	3,416,886個	30,139個	96.29%	否決

(注) 棄権は「棄権の意思表示のあるもの」に限ります。

(4) 当該決議事項が可決されるための要件

<会社提案(第1号議案から第4号議案まで)>

- ・ 第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・ 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成です。
- ・ 第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

<株主提案(第5号議案から第23号議案まで)>

- ・ 第5号議案から第23号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成です。

(5) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使書、インターネットによる議決権行使及び当日出席(委任状による代理出席を含む。)の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立した(株主提案については会社法上否決されることが明らかになった)ため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上